

特別養護老人ホーム 晴風苑 利用料金表

○ユニット型個室利用に要する費用(共通)				1割負担の場合				令和6年8月1日～
項目	利用者	単位数	加算単位数	①介護保険利用料	②居住費	③食 費	④(②+③)	①+④月額 利用料
	負担段階	1日につき	1日につき	月 額	日 額	日 額	月 額	(30日で計算)
要介護度 1	第1段階	670単位	88単位	27,870	880	300	35,400	63,270
	第2段階				880	390	38,100	65,970
	第3段階(1)				1,370	650	60,600	88,470
	第3段階(2)				1,370	1,360	81,900	109,770
	第4段階				2,700	1,980	140,400	168,270
要介護度 2	第1段階	740単位	88単位	30,427	880	300	35,400	65,827
	第2段階				880	390	38,100	68,527
	第3段階(1)				1,370	650	60,600	91,027
	第3段階(2)				1,370	1,360	81,900	112,327
	第4段階				2,700	1,980	140,400	170,827
要介護度 3	第1段階	815単位	88単位	33,166	880	300	35,400	68,566
	第2段階				880	390	38,100	71,266
	第3段階(1)				1,370	650	60,600	93,766
	第3段階(2)				1,370	1,360	81,900	115,066
	第4段階				2,700	1,980	140,400	173,566
要介護度 4	第1段階	886単位	88単位	35,759	880	300	35,400	71,159
	第2段階				880	390	38,100	73,859
	第3段階(1)				1,370	650	60,600	96,359
	第3段階(2)				1,370	1,360	81,900	117,659
	第4段階				2,700	1,980	140,400	176,159
要介護度 5	第1段階	955単位	88単位	38,280	880	300	35,400	73,680
	第2段階				880	390	38,100	76,380
	第3段階(1)				1,370	650	60,600	98,880
	第3段階(2)				1,370	1,360	81,900	120,180
	第4段階				2,700	1,980	140,400	178,680

※介護保険利用料に、150単位/月(科学的介護推進体制加算40単位/月と口腔衛生管理加算Ⅱ110単位/月)と介護職員等処遇改善加算Ⅰ(介護保険負担分に加算料金を加えた単位数に、14%を乗じた単位数)が加算されています。

2割負担の場合

要介護度	単位数	加算単位数	①介護保険利用料	②居住費	③食 費	④(②+③)	①+④月額 利用料
	1日につき	1日につき	月 額	日 額	日 額	月 額	(30日で計算)
1	670単位	88単位	55,739	2,700	1,980	140,400	196,139
2	740単位		60,853				201,253
3	815単位		66,332				206,732
4	886単位		70,516				210,916
5	955単位		76,559				216,959

3割負担の場合

要介護度	単位数	加算単位数	①介護保険利用料	②居住費	③食 費	④(②+③)	①+④月額 利用料
	1日につき	1日につき	月 額	日 額	日 額	月 額	(30日で計算)
1	670単位	88単位	83,609	2,700	1,980	140,400	224,009
2	740単位		91,279				231,679
3	815単位		99,497				239,897
4	886単位		107,277				247,677
5	955単位		115,997				256,397

○その他の費用

日用品パック	通常パック		250円
	安心パック		300円
	利用しない		0円
電気製品	1品	1か月	150円
日常支払代行手数料		1か月	500円
現金管理手数料		1か月	1,500円
預金等管理手数料		1か月	3,000円
訪問理美容		実費	
特別な食事		実費	
レクリエーション・行事 クラブ活動		実費	
行政手続き代行		実費	
医療にかかる費用		実費	

※すべて自己負担でご用意いただきます

※電気シェーバーやテレビ等の持ち込み

○共通して加算される費用

加算項目	単位数	金額	内 容
個別機能訓練	12	13円/日	個別機能訓練計画に基づいた機能訓練を実施する
夜勤職員配置	18	20円/日	朝夕を含む時間帯に職員を厚く配置している場合
看護体制加算Ⅰ	4	5円/日	常勤看護師1名を配置
看護体制加算Ⅱ	8	9円/日	看護職員の数が常勤換算で4人以上であり、24時間連絡できる体制がある場合
日常生活継続支援加算Ⅱ	46	50円/日	介護福祉士を手厚く配置し、重度の要介護者を受け入れている場合
口腔衛生管理加算Ⅱ	110	118円/月	歯科医師の管理の下、口腔衛生ケアを実施する場合
科学的介護推進体制加算	40	43円/月～54円/月	入居者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出している場合
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	介護保険負担分に加算料金を加えた単位数に、14%を乗じた単位数が加算されます		

○該当される方のみ加算される費用

加算項目	日額	内容
初期加算	32円	新入所、または31日以上入院後再入所の場合に、連続30日まで算定
外泊時加算	263円	入院、外泊時、1月に6日を限度に算定
療養食加算	7円/1食	基準に定められた療養食を、医師の指示箋に基づき提供した場合算定
個別機能訓練加算Ⅱ	22円	個別機能訓練計画の内容を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用
看取介護加算1	77円から 8,697円	対象者のみ。看取り日数により金額が変動します。
経口維持加算Ⅰ	428円/月	経口による食事摂取の計画を作成実施した場合算定

○サービスの提供状況等に応じて、以下の単位が加わります。

ADL維持加算	32円/月 又は64円/月	自立支援、重度化防止に向けて、ADL値を良好に維持、改善する取り組みを実施する。
排せつ支援加算	11円/月 ～22円/月	要介護状態の軽減の見込みについて厚生労働省に提出し、排せつ支援計画の見直しを継続する。
個別機能訓練加算Ⅱ	22円/月	個別機能訓練計画の内容を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用する
褥瘡マネジメント加算	7円/月 又は14円/月	褥瘡の予防管理に当たり、厚生労働省の情報の活用と予防計画に取り組む。
安全対策体制加算	22円/1回のみ	事故の発生、再発を防止するために、安全対策を実施する体制を整備する。
退所時等相談援助加算	428円/1回 ～534円/1回	退所前、退所後の相談、援助

※居住費について、外泊・入院等により、実際に居室の使用がない場合でも、入居契約が継続しており、該当居室が利用者のために確保されている期間に関しましては、外泊時費用算定日以外の入院中の居住費について、負担限度額に関わらず、1日に付き、2,700円をご負担いただきます。

※入院等により実際に居室の使用が無い場合において、ショートステイの利用者に当該居室を利用していただくことがあります。その期間は居住費をいたしません。